

第1号様式

令和 年度造林事業計画受付台帳

取扱機関名:

受付年月日	事業区分	事業の種類	造林区分		補助区分	施行形態 区分	事業実施区分	施 行 地 の 所 在					森 林 所 有 者 及 び 事 業 主 体		雇用有無
			大区分	小区分				市町村	大字	字	地番	他地番	森林所有者(住所・氏名)	事業主体	
面積(ha)	樹 種	林 齢	植栽本数	地種区分	除伐、間伐、更新伐	植栽及び伐採時期	搬出材積	路線名	幅員(m)	延長(m)	保安林種等	消費税仕入れ控除税額の有無	森林経営計画	特定間伐等促進計画	事前計画提出日
受付年月日	事業区分	事業の種類	造林区分		補助区分	施行形態 区分	事業実施区分	施 行 地 の 所 在					森 林 所 有 者 及 び 事 業 主 体		雇用有無
			大区分	小区分				市町村	大字	字	地番	他地番	森林所有者(住所・氏名)	事業主体	
面積(ha)	樹 種	林 齢	植栽本数	地種区分	除伐、間伐、更新伐	植栽及び伐採時期	搬出材積	路線名	幅員(m)	延長(m)	保安林種等	消費税仕入れ控除税額の有無	森林経営計画	特定間伐等促進計画	事前計画提出日
受付年月日	事業区分	事業の種類	造林区分		補助区分	施行形態 区分	事業実施区分	施 行 地 の 所 在					森 林 所 有 者 及 び 事 業 主 体		雇用有無
			大区分	小区分				市町村	大字	字	地番	他地番	森林所有者(住所・氏名)	事業主体	
面積(ha)	樹 種	林 齢	植栽本数	地種区分	除伐、間伐、更新伐	植栽及び伐採時期	搬出材積	路線名	幅員(m)	延長(m)	保安林種等	消費税仕入れ控除税額の有無	森林経営計画	特定間伐等促進計画	事前計画提出日
受付年月日	事業区分	事業の種類	造林区分		補助区分	施行形態 区分	事業実施区分	施 行 地 の 所 在					森 林 所 有 者 及 び 事 業 主 体		雇用有無
			大区分	小区分				市町村	大字	字	地番	他地番	森林所有者(住所・氏名)	事業主体	
面積(ha)	樹 種	林 齢	植栽本数	地種区分	除伐、間伐、更新伐	植栽及び伐採時期	搬出材積	路線名	幅員(m)	延長(m)	保安林種等	消費税仕入れ控除税額の有無	森林経営計画	特定間伐等促進計画	事前計画提出日

注:1 変更及び廃止の場合は、朱書き訂正し、「受付年月日」欄に変更、廃止年月日を記載してください。

2 その他記載要領は、要綱の「別紙1造林事業内訳書記載要領」に準じます。

3 本様式は、森林環境保全整備事業に適用します。

第2号様式

令和 年度 造林事業完了届

No.		所有者・地番確認				林 小 班 施 業 番 号		*			
事業箇所		市（町村）大字		字		地番		地 目			
地種区分		地拵え 有・簡易・無		雇用形態		有・無		事業区分			
								事業種類			
樹 種		面 積		林 齢		本 数		搬出材積		造 林 区 分	
										大区分	
		ha						m3		補助区分	
		ha						m3		使 用 苗 木	
		ha						m3		幹旋苗	
		ha						m3		自家用苗	
		ha						m3		自家幼苗	
		ha						m3		その他	
路線名				幅 員		m		延 長		m	
										消費税仕入れ 控除の有無	
										有・無	
これまでにこの場所において補助金又は 融資を受けた場合は、右欄の何れかに○ をし、年度を記入してください。				補助金、融資 (年度)		事 業 完 了 年 月 日					
経営面積*						令和 年 月 日					
		h a									
その他必要な事項											
上記のとおり事業を完了したので届け出ます。なお、造林補助金交付申請書の手続きをお願いします。 令和 年 月 日 様 (森林所有者及び事業主体) 住所 氏名											

<記載上の注意>

- (1) *は森林組合で記入します。
- (2) 事業箇所の地番は代表地番を「事業箇所」欄に記載し、その他の地番は「その他必要な事項」欄に記載する。
- (3) 事業主体は、当該事業地の森林所有者等補助金交付申請書の事業主体と同一のものを記載する。
- (4) 「所有者・地番確認」欄には、確認した方法を記載する。
- (5) 本様式は、補助金交付申請の申請番号の順に整理し保存する。
- (6) 事業主体から電話、口頭により受け付けた場合も本様式により整理する。
- (7) 本様式は、一施行地ごとに整理する。
- (8) 本様式は、森林環境保全整備事業に適用する。

高知県造林事業費補助金受領に関する同意書

私どもは、下記により共同申請した令和 年度 ー 半期高知県造林事業費補助金に関して申請別に受領することについて同意します。

記

申請番号	施行地番号	事業主体名	造林区分	面積(ha)	搬出材積(m3)

※ 造林区分欄には、間伐又は更新伐を記入する。

年 月 日

高知県知事 様

(共同申請者)
住所
氏名

住所
氏名

住所
氏名

注 1 収入印紙は不要とする。

第4号様式

事 務 所	市 町 村	申請者	補 助 事 業 区 分

搬出材積集計表

RXX (第X期)

[illegible]

平均胸高直径調査票

事業主体名	
年度	
四半期	
申請番号	
施行地番号	

項目 胸高直径	標準地番号	①			②			③			④			計			直径合計(D) (A) × 直径
		伐採木	残存木	計	伐採木	残存木	計	伐採木	残存木	計	伐採木	残存木	計	伐採木 (A)	残存木 (B)	計 (C)	
6	本数																
7	本数																
8	本数																
9	本数																
10	本数																
11	本数																
12	本数																
13	本数																
14	本数																
15	本数																
16	本数																
17	本数																
18	本数																
19	本数																
20	本数																
21	本数																
22	本数																
23	本数																
24	本数																
25	本数																
26	本数																
27	本数																
28	本数																
29	本数																
30	本数																
31	本数																
32	本数																
33	本数																
34	本数																
35	本数																
36	本数																
37	本数																
38	本数																
39	本数																
40	本数																
合計	本数													合計(A)		合計(C)	合計(D)

平均胸高直径: 合計(D)

伐採率: 合計(A)

$\text{cm} \div \text{合計(A)}$

本

$=$

cm (整数止めとし、少数以下は切り捨てる。)

本

$=$

$\%$ (整数止めとし、少数以下は切り捨てる。)

注1) 胸高直径の分布及び標準地数に応じて適宜、項目を変更することもできる。
注2) 伐採木とは伐採を行う予定の不良木を指す。
注3) 伐採木の選木は現地の樹木の配置状況に即して決定すること。

事 務 所	市町村	申請者	補助事業区分

RXX (第X期)

[illegible]

造林補助金配布明細書

年 月 日

様

取扱機関長

[illegible]

令和 年度 造林補助金配布通知書

年 月 日

(事業主体) 様

代理人

さきに申請のあった令和 年度造林事業費補助金について今回補助金が決定、交付されました。
つきましてはさきに依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり精算の上配布することとなりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

記

1 補助金額

2 配付方法

- (1) 口座振込 月 日〇〇農協〇〇支所貴殿預金口座に振込みました。
- (2) 現金交付 月 日 時～ 時の間に本状及び印鑑持参の上〇〇までお出掛け下さい。

3 交付条件

- (1) 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間整理保管しなければならない。
- (3) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内(特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策にあつては、事業の実施後10年を経過するまでの間)に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をした後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)をする行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為(森林作業道整備事業のにより整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。)並びに補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出ること。

なお、転用の制限については別記5のとおり。

- (4) 森林環境保全直接支援事業のうち、森林経営計画、経営管理実施権配分計画又は権利集配分一括計画に基づいて実施し、当該計画の認定の取消しを受けた場合、知事に届け出ること。
- (5) 森林経営計画の対象森林を含む林班内で森林経営計画に基づいて実施する間伐及び更新伐と一体的に実施した間伐及び更新伐の施行地について、事業完了の翌年度の初日までに森林経営計画の対象とならなかった場合は、その旨を知事に届け出ること。
- (6) 特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画又は権利集配分一括計画に基づいて実施した施行地と同一林班内に森林経営計画(森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても林班計画が作成できない場合を除く。)、又は当該施業を実施した林分が存する区域内に林班計画若しくは森林経営計画が作成されている場合、事業完了の翌年度の初日までに森林経営計画の対象森林とならなかった場合は、その旨を知事に届け出ること。

- (7) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部若しくは一部の転用又は補助金の交付の目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出ること。
- (8) 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得した年度の翌年度の初日から起算して10年間、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をしなければならないこと。
- (9) 補助事業実施に当たっては、要綱別表4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準ずること。
- (10) 伐採前特殊地拵え及び特殊地拵えを実施した場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年以内に植栽により更新を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (11) 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合であって、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断し、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等であり、かちコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることを指示したときにおいて、これに従わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
- (12) 特定機能回復事業の森林保全再生整備を実施し、その行為に対して他の国庫補助事業による支援を受けた場合、当事業により交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (13) 花粉発生源植替えの実施が森林経営計画に基づかない場合にあっては、補助金交付申請までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならなかったとき又は事業完了年度の翌年度の初日までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならなかったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (14) 面的複層林施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が面的複層林施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (15) (3) から(8)までに掲げる事項の規定する場合のいずれかに該当したときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (16) (11)に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (17) 農山漁村地域整備交付金における森林作業道開設又は改良に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (18) 消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに代理人に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額して補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。

(注) 1 配付方法は、いずれかに該当する場合を○で囲むこと。
2 代理申請精算書（別記2(4)）を添付すること。

造 林 補 助 金 検 査 調 書

令和 年度（ 一四半期）
補助事業名

補助事業者名	検査年月日	検査方法	補 助 事 業 終 了 年 月 日	検査職員職氏名	検査職員所見

上記のとおり検査したので、報告します。

令和 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

林業（振興）事務所長 ○○ ○○

造林事業竣工検査書及び造林補助金検査調書に基づき下記金額のとおり確定する。						
令和 年 月 日						
知 事	副知事	部 長	副部長	課 長	課長補佐	

令和 年度 第 一四半期

[illegible]

補助金交付決定通知書

補助事業者名

令和 年 月 日付けで補助金交付申請のあった令和 年度造林事業費補助金については、下記条件により金 円を交付することに決定したので通知する。

内訳

森林環境保全整備事業等	再造林等支援事業	合 計

令和 年 月 日

高知県知事

記

- 高知県造林事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に従わなければならない。
- 当該造林地の補植、保育等成林に必要な管理に努めるとともに、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間整理保管しなければならない。
- 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策にあつては、事業の実施後10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をした後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）をする行為又は補助事業の施行地上の立木竹の全面的な伐採除去を行う行為（森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）並びに補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 森林整備保全直接支援事業のうち、森林経営計画、経営管理実施権配分計画又は権利集配分一括計画に基づいて実施し、当該計画の認定の取消しを受けた場合、交付を受けた補助金相当額（査定係数180及び170が適用される事業のうち森林経営計画に基づくものであって、当該事業が査定係数90を適用される場合は、査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。
- 森林経営計画の対象森林を含む林班内で森林経営計画に基づいて実施する間伐及び更新伐と一体的に

実施した間伐及び更新伐の施行地について、事業完了の翌年度の初日までに森林経営計画の対象森林とならない場合、交付を受けた補助金相当額（査定係数180及び170が適用される事業のうち森林経営計画に基づくものであって、当該事業が査定係数90を適用される場合は、査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。

- 7 特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画又は権利集配分一括計画に基づいて実施した施行地と同一林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても林班計画が作成できない場合を除く。）、又は当該施業を実施した林分が存する森林法施行規則第33条第2号ロに定める区域内に林班計画若しくは区域計画が作成されている場合で、事業完了の翌年度の初日までに森林経営計画の対象森林とならない場合は、交付を受けた補助金相当額（査定係数180及び170が適用される事業のうち森林経営計画に基づくものであって、当該事業が査定係数90を適用される場合は、査定係数90を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。
- 8 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該補助金相当額を返還すること。
- 9 森林空間総合整備事業、絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後した年度の翌年度の初日から起算して10年以内に知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、やむを得ず補助金の交付の目的に反して使用等をしようとする場合は、知事に承認の申請をするとともに、当該補助金返還額を返還すること。
- 10 補助事業の実施に当たっては、要綱別表4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
- 11 伐採前特殊地拵え及び特殊地拵えを実施した場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年以内に植栽により更新を行わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 12 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合であって、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断し、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等であり、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることを指示したときにおいて、これに従わないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、確実に更新が図られると知事が認めたときは、この限りでない。
- 13 特定機能回復事業の森林保全再生整備を実施し、その行為に対して他の国庫補助事業による支援を受けた場合、当事業により交付された補助金相当額を返還すること。
- 14 花粉発生源植替えの実施が森林経営計画に基づかない場合にあっては、補助金交付申請までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならなかったとき又は事業完了年度の翌年度の初日までの当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象林分とならなかったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 15 面的複層林施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が面的複層林施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 16 12に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 17 農山漁村地域整備交付金における森林作業道開設又は改良に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 18 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、第14号様式により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。
- 19 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

第12号様式

第12号様式	事 務 所	市 町 村	申請者	補 助 事 業 区 分

RXX (第X-四半期)

補助金交付指令内訳書

[illegible]

財務会計

(執行機関コード)
執行機関名

債 権 者 登 録 (変 更) 申 請 書

枚中 枚

データ区分	処理区分	債権者コード	債 権 者 名

処理区分
1 新規登録
2 変 更
9 削 除

1, 2, 9 のいずれ
か一つを選んで記
入してください。

C#	会社区分コード	住 所 コード	*債権者名変更の場合は 変更前の債権者名を記入
0;1			

郵便番号	住 所 (都道府県名から記入してください。)
番 地 (住所コードに対応しない地名、番地等)	
方 書 (ビル名、アパート名等を記入してください。)	

C#	氏 名 1 (カ ナ)
0;2	
	氏 名 2 (カ ナ)
	氏 名 1 (漢 字)
	氏 名 2 (漢 字)
電 話 番 号	

法人の場合
氏名及び口座名義人の(カナ)欄は、
下のカナ略称を記入してください。

- 株式会社・・・カ
有限会社・・・ユ
合名会社・・・メ
合資会社・・・シ
学校法人・・・ガク
財団法人・・・ザイ
社団法人・・・シャ
宗教法人・・・シュウ
医療法人・・・イ
社会福祉法人・・・フ
ク 相互会社・・・
ソ

C#	支払方法	2 口座振替	2, 9 のいずれか一つを選んで 記入してください。
0;3		9 その他 ()	
	金融機関コード	金 融 機 関 名	店 舗 名
	預金種別	1 普通預金	1, 2, 9 のいずれか一つを選んで 記入してください
		2 当座預金	
		9 その他 ()	
	口 座 番 号		

法人の場合
株式会社高知・・・カ) コウチ
高知株式会社・・・コウチ (カ
高知株式会社安芸営業所・・・
コウチ (カ) アキ (エイ

口 座 名 義 人 (カ ナ)			
金融機関(別口)	公共工事の前金払の預託金融機関名	店 舗 名	預 金 種 別
			普 通 預 金
口座番号(別口)			
	口 座 名 義 人 (別 口) (カ ナ)		
関連債権者コード			

上記のとおり申請します。

高 知 県 知 事 様
住 所
氏 名

年 月 日

第 年 月 日 号

高知県知事 様

補助事業者名
(団体等名及び代表者氏名)

令和 年度消費税仕入控除税額適用報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった造林事業費補助金について同通知の第18号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付申請番号及び施行地番号
- 2 補助事業者名（森林所有者）
- 3 施行場所
- 4 高知県補助金交付規則第12条に基づく補助金確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額のうち該当分)
金 円

森林経営計画の作成状況一覧表

単位:ha

市町村	林班	小班	面積	森林所有者名	申請年度	申請半期	作業種	事業別実施面積		森林経営計画			備考	
								森林整備事業		計	作成年度	作成区分		作成面積
								計画作成義務有	計画作成義務無					

注 1 森林経営計画に基づかずに森林整備事業等を実施したものについて、記載すること。

2 「申請年度」は予算種別に応じて記載する(例:令和3年度、令和2年度繰越など)

3 「事業の種類別面積」の内容は、次のとおりである。

- ・「森林整備事業」の「計画作成義務有」・・・「森林環境保全整備事業実施要領の運用」の1の(5)のウの規定に基づき、森林経営計画対象林班内において事業を実施したもの、又は同運用の1の(13)のウの(ア)の規定に基づき、事業実施後に森林経営計画の対象森林とすることとされているもの
- ・「森林整備事業」の「計画作成義務無」・・・「森林環境保全整備事業実施要領の運用」の1の(5)のウの規定に基づき、隣接林班内において事業を実施したもの、又は同運用の1の(13)のウの(イ)の規定に基づき、事業実施後に森林経営計画の対象森林とするよう努めることとされているもの
- ・「その他事業」・・・上記以外で、森林経営計画の作成等を補助要件としている事業を実施したもの

4 「計画作成区分」には、属地等の計画の種類を記載する。

5 備考欄には、森林経営計画の対象森林にできない理由、森林所有者等への指導等の実施状況その他必要な事項について記載する。

また、特定機能回復事業(森林緊急造成)を実施した場合は、備考欄にその旨記載する(記載例:特0.15ha)。

第16号様式

第10号様式	事 務 所	市町村	申請者	補助事業区分

森林所有者一覽

RXX

(第X期)

[illegible]

森林作業道作設に係るチェックリスト

申 請 日 : 年 月 日

開設する者 : _____

森林の所在地 : _____

施 工 延 長 : _____

区分		チェック項目	申請者 チェック
路線 計画	基本 事項	① 路体は堅固に締め固めた土構造を基本とする。 ② 地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。 ③ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法を適切に決定する。 ④ 作設箇所は原則として 35° 未満とし、人家、施設、水源地などの保全対象がない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け迂回方法を適切に決定する。 ⑤ 急傾斜地の 0 次谷を含む谷地形や破碎帯などを通過しなければならない場合は、区間を極力短くする。 ⑥ 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接、流入しないようにする。 ⑦ 作設箇所について、やむを得ず 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いを通過する箇所は適切な構造物を設置する。 ⑧ 森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮する。 ⑨ 環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置する。 ⑩ 造材、積込み作業等を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。 ⑪ 希少な野生生物等が確認された場合は、路線計画や作業時期の変更等を検討・実施する。 ⑫ 森林法等に基づく届け出等の手続きについて、林務担当部局に確認する。	☐
	施 工	幅 員	使用する林業機械と傾斜区分に対応して示されている幅員の目安に適合する。
	縦 断 勾 配	① 集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とする。 ② 集材作業を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、急勾配ほど路面浸食が起きやすくなること等を考慮する。 ③ 現地条件が良い場合は概ね 10° 以下とし、やむを得ない場合は短区間に限り概ね 14° とする。 ④ 安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせを避ける。	☐

施工	排水施設	① 路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 ② 横断排水施設やカーブを利用して分散排水する。排水先がない場合は、側溝等により導水する。 ③ 排水溝は、原則として開きよとする。 ④ 小溪流の横断は、原則として洗い越し施工とする。 ⑤ 丸太やゴム板による横断排水施設は、林業機械等の重量などを考慮する。 ⑥ 排水はカーブ上部の入口部分で行い、曲線部への雨水の流入を避ける。 ⑦ コンクリート路面工等を設ける場合は、地山と路面工等の境界の侵食防止等の観点から横断排水施設を設置する。 ⑧ 横断排水施設の排水先には、水たたきを設置する。 ⑨ 転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くしない。	☐
	切土・盛土	① 土質に応じた施工方法により実施する。 ② 幅員や土場等は必要最小限とし、残土処理を発生しないようにする。 ③ 残土は、盛土規制法等に則して適切に処分する。	☐
	切土	① 切土高は 1.5m 程度以内を基本とし、高い切土が連続しないよう施工する。 ② 切土のり面勾配は土砂の場合は 6 分、岩石の場合が 3 分を基本として施工する。	☐
	盛土	① 数層に区分し、各層 30 cm 程度の厚さとなるよう十分に締め固める。 ② 盛土のり面勾配は、概ね 1 割より緩い勾配とする。また、盛土高が 2 m を超える場合は、1 割 2 分より緩い勾配とする。 ③ ヘアピンカーブでは、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けたりするなどして、路体に十分な強度を持たせる。 ④ 沢、湧水箇所、地表水の局所的な流入箇所は、盛土を避け土場は設置しない。やむを得ない場合は排水施設を設置する。 ⑤ 盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。	☐
	曲線部	林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮した曲線部の拡幅を行う。	☐
	構造物等	① 構造物は、現地条件に応じた規格・構造とする。 ② 軟弱地盤を通過する際は、水抜き処理、側溝の設置等を行う。 ③ 森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のロームなどの箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るため、碎石を施すなどの対策をとる。 ④ 火山灰土など一度掘り起こすと締め固めが効かない土質の箇所では掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、剥ぎ取ったり深層と混ぜ合わせたり等の工夫をする。 ⑤ 2 t 積トラックなど設置圧の高い車両が走行する場合には、荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を施工する。	☐

施 工	伐 開	① 斜面の方向や気象条件を考慮し、必要最小限の幅とする。 ② 幅は、土質条件や風衝を考慮して決定する。 ③ 路線沿いの立木は、できるだけ残す。	☐
周 辺 環 境 への配慮		人家、道路等の保全対象が周囲にある場合は作設しない。やむを得ず作設する場合は、土砂が流出したり、土石が周辺に転落したりしないよう、必要な対策をとる。	☐
管理		① 一般車両の侵入を禁止するなどの適正な管理を行う。 ② 森林作業道の管理主体を明確にする。	☐

別記1（1）

〇〇地区面的複層林施業の実施に係る協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、〇〇市町村長（以下「甲」という。）が、別紙2に指定する〇〇地区森林所有者（以下「乙」という。）の一団の森林（以下「〇〇地区面的複層林施業団地」という。）において、面的複層林施業を計画的に実施し、もって森林の公益的機能の高度発揮が図られるよう、森林所有者との合意の下、誘導する将来的な森林状態、施業の方法、時期、必要な作業路網その他の施設の設置に関する事項を定め、これらに基づいた確実な森林施業を推進することを目的とする。

（名称）

第2条 その協定は、「〇〇地区面的複層林施業協定」（以下「協定」という。）

（区域及び面積）

第3条 協定の目的となる森林の区域、森林施業の種類及び実施方法等は、別紙4に定めることとする。

（協定の遵守）

第4条 事業を実施する森林所有者は、協定内容を遵守するものとし、事業の実施に関し、市町村長による指導、助言、勧告等の行為に従うこと。

（協定の継承）

第5条 事業を実施する森林所有者は、相続や合併による事業主体の解散時や森林所有権の移転時には、協定の継承を行うこと。

（協定の変更等）

第6条 事業を実施する森林所有者は、協定内容を変更する場合には、市町村長と協議のうえ、協定内容を変更するものとします。

（協定違反）

第7条 事業を実施する森林所有者は、次の事項に違反した場合は、協定解除のほか協定により実施した事業に係る補助金相当額を返還すること。

ア 誘導伐実施後、翌年度から起算して2年以内に、原則として植栽による更新を行うものとし、水土保持林においては、可能な限り広葉樹等を植栽し針広混交林とすること。

イ 誘導伐実施後、翌年度から起算して、15年間は維持すべき立木材積を下回る伐採を行わないこと。

（協定の有効期間）

第5条 協定の有効期限は、誘導伐実施年度の翌年から起算して15年間とします。

上記協定の締結に同意します。

年 月 日

協定対象森林所有者 住所
氏名

㊞

〇〇市町村長 住所
氏名

㊞

別紙1

1 団 地 名

2 団 地 面 積

3 協定締結面積

4 協定地域の森林及び実施計画

森林の所在地				森林所 有者	森林の現況			制限林	整備計画			備考
大字	字	地番	林小班		面積	林齢	樹種		年度	施業内容	面積	
合 計												

- (注意) ・協定締結面積に応じた森林の現況を記入する。
・施業内容には、作業道等を含めた内容を記入する。
・備考は、ゾーニング区分及び天然林施業の場合は、（天然）と記入する。

※添付 5千分の1の森林施業図。

特定機能回復事業
森林緊急造成施業協定（例）

（目的）

第 1 条 この協定は、森林緊急造成施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇森林組合（以下「甲」という。）が第 3 条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）（以下「丙」という。）との合意のもと、自然条件等の理由で更新が難しい条件不利地等において、森林の公益的機能を発揮させる観点から、人工造林等の整備が必要な森林について、施業を行うことを目的とする。協定は、甲、乙及び丙の合意により締結する。

（協定の期間）

第 2 条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第 3 条 協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容及び実施時期は別紙 1 のとおりとする。

2 乙は森林施業の実施後の翌年度から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第 4 条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第 5 条 甲は、第 3 条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第 6 条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議し決定する。

（協定を遵守するための措置）

第 7 条 丙は、第 3 条の森林施業等が計画的に実施されるよう指導及び助言を行うものとする。

（災害等による損害）

第 8 条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第 3 条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっては、甲はその責任を負わない。

（協定に係る権利及び義務の継承等）

第 9 条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段

の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 乙が第3条第2項又は第9条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第11条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第12条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙、丙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙、丙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 住所
〇〇森林組合
代表者 職・氏名
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

(乙) 住所
氏名 〇〇 〇〇 印

(丙) 〇〇市(町村)
〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容及び実施時期

[illegible]

特定機能回復事業

森林緊急造成施業協定 (例)

(目的)

第 1 条 この協定は、森林緊急造成施業協定 (以下「協定」という。) と称し、〇〇市 (町村) (以下「甲」という。) が第 3 条に掲げる民有林において、森林所有者 (以下「乙」という。) との合意のもと、自然条件等の理由で更新が難しい条件不利地等において、森林の公益的機能を発揮させる観点から、人工造林等の整備が必要な森林について、施業を行うことを目的とする。

(協定の期間)

第 2 条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日 (施業の実施年度の翌年度から10年間以上) までとする。

(協定の対象となる森林及び施業等)

第 3 条 協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容及び実施時期は別紙 1 のとおりとする。

2 乙は森林施業の実施後の翌年度から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

(事業の実行)

第 4 条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

また、事業を行うに当たっては甲以外の者に請け負わせることができる。

(森林への立入及び施設の利用)

第 5 条 甲は、第 3 条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

(費用の負担)

第 6 条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議し決定する。

(災害等による損害)

第 7 条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第 3 条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっては、甲はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の継承等)

第 8 条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定 (以下、「権利の設定」という。) をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転 (以下、「所有権の移転」という。) をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第 3 条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものと

する。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 乙が第3条第2項又は第8条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第10条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第11条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) ○○市(町村)
○○市(町村)長 ○○ ○○ 印

(乙) 住所
氏名 ○○ ○○ 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容及び実施時期

[illegible]

特定機能回復事業

被害森林整備施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、被害森林整備施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇森林組合（以下「甲」という。）が第3条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）（以下「丙」という。）との合意のもと、気象害や野生鳥獣の食害により被害を受けた森林等について、乙の自助努力によっても適正な整備が期待できない森林の復旧や野生鳥獣の被害の防止及び移動の制御等の観点から、被害森林の整備が必要な森林について、施業を行うことを目的とする。協定は、甲、乙及び丙の合意により締結する。

（協定の期間）

第2条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第3条 協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容及び実施時期は別紙1のとおりとする。

2 乙は森林施業の実施後の翌年度から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第4条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第5条 甲は、第3条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第6条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議し決定する。

（協定を遵守するための措置）

第7条 丙は、第3条の森林施業等が計画的に実施されるよう指導及び助言を行うものとする。

（災害等による損害）

第8条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第3条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっても、甲はその責任を負わない。

（協定に係る権利及び義務の継承等）

第9条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

- 2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 乙が第3条第2項又は第9条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第11条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第12条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙、丙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙、丙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 住所
〇〇森林組合
代表者 職・氏名
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

(乙) 住所
氏名 〇〇 〇〇 印

(丙) 〇〇市(町村)
〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容等

[illegible]

特定機能回復事業

被害森林整備施業協定（例）

（目的）

第 1 条 この協定は、被害森林整備施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇市（町村）（以下「甲」という。）が第 3 条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）との合意のもと、気象害や野生鳥獣の食害により被害を受けた森林等について、乙の自助努力によっては適正な整備が期待できない森林の復旧や野生鳥獣の被害の防止及び移動の制御等の観点から、被害森林の整備が必要な森林について、施業を行うことを目的とする。協定は、甲、乙の合意により締結する。

（協定の期間）

第 2 条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第 3 条 協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容及び実施時期は別紙 1 のとおりとする。

2 乙は森林施業の実施後の翌年度から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第 4 条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第 5 条 甲は、第 3 条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第 6 条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

（災害等による損害）

第 7 条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第 3 条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっては、甲はその責任を負わない。

（協定に係る権利及び義務の継承等）

第 8 条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第 3 条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものと

する。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 乙が第3条第2項又は第9条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第10条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第11条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) ○○市(町村)
○○市(町村)長 ○○ ○○ 印

(乙) 住所
氏名 ○○ ○○ 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容等

[illegible]

特定機能回復事業

重要インフラ施設周辺森林整備施業協定（例）

（目的）

第 1 条 この協定は、重要インフラ施設周辺森林整備施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇森林組合（以下「甲」という。）が第 3 条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）（以下「丙」という。）及び重要インフラ施設管理者（以下「丁」という。）との合意のもと、機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設周辺の森林について、重要インフラ施設への倒木被害の未然防止につながる森林整備等を行うことを目的とする。協定は、甲、乙、丙及び丁の合意により締結する。

（協定の期間）

第 2 条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第 3 条 協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容及び実施時期は別紙 1 のとおりとする。
2 乙は森林施業の実施後の翌年度から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第 4 条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第 5 条 甲は、第 3 条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第 6 条 事業に要する費用については、甲、乙及び丁が協議し決定する。

（協定を遵守するための措置）

第 7 条 丙は、第 3 条の森林施業等が計画的に実施されるよう指導及び助言を行うものとする。

（災害等による損害）

第 8 条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。
2 第 3 条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっても、甲はその責任を負わない。

（協定に係る権利及び義務の継承等）

第 9 条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

- 2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 乙が第3条第2項又は第9条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第11条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

- (1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第12条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙、丙、丁が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙、丙、丁が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 住所
〇〇森林組合
代表者 職・氏名
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

(乙) 住所
氏名 〇〇 〇〇 印

(丙) 〇〇市(町村)
〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

(丁) 住所
〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者 職・氏名
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容等

[illegible]

特定機能回復事業

重要インフラ施設周辺森林整備施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、重要インフラ施設周辺森林整備施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇市（町村）（以下「甲」という。）が第3条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び重要インフラ施設管理者（以下「丙」という。）との合意のもと、機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設周辺の森林について、重要インフラ施設への倒木被害の未然防止につながる森林整備等を行うことを目的とする。協定は、甲、乙及び丙の合意により締結する。

（協定の期間）

第2条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第3条 協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容及び実施時期は別紙1のとおりとする。

2 乙は森林施業の実施後の翌年度から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第4条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第5条 甲は、第3条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第6条 事業に要する費用については、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

（災害等による損害）

第7条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第3条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっては、甲はその責任を負わない。

（協定に係る権利及び義務の継承等）

第8条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 乙が第3条第2項又は第9条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第10条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第11条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙、丙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙、丙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) ○○市(町村)
○○市(町村)長 ○○ ○○ 印

(乙) 住所
氏名 ○○ ○○ 印

(丙) 住所
○○○○○○○○○
代表者 職・氏名
○○○○○○○○○ ○○ ○○ 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容等

[illegible]

特定機能回復事業

林相転換特別対策（花粉発生源対策タイプ）施業協定（例）

（目的）

第 1 条 この協定は、林相転換特別対策（花粉発生源対策タイプ）施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇森林組合（以下「甲」という。）が第 3 条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）（以下「丙」という。）との合意のもと、花粉発生源であるスギ人工林を伐採し、花粉の少ない品種や花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種へ植替えることで、花粉症対策に資することを目的とする。協定は、甲、乙及び丙の合意により締結する。

（協定の期間）

第 2 条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度の初日から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

- 第 3 条 協定の対象とする森林は、林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林で、かつ、県において設定された「スギ人工林伐採重点区域」に含まれる森林とする。
- 2 協定の目的となる森林の区域、面積等、施業の内容及び実施時期は別紙 1 のとおりとし、確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。
- 3 一貫作業の実施に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）を遵守するものとする。
- 4 植栽する苗木については、花粉の少ない品種とする。
- 5 乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。また、施行地の外縁から当該施行地の伐採前に存した樹木の平均樹高の 2 倍以内の範囲も皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第 4 条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第 5 条 甲は、第 3 条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第 6 条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議し決定する。

（協定を遵守するための措置）

第 7 条 丙は、第 3 条の森林施業等が計画的に実施されるよう指導及び助言を行うものとする。

（災害等による損害）

- 第 8 条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲及び丙の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。
- 2 第 3 条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっても、甲及び丙はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の継承等)

第9条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定(以下、「権利の設定」という。)をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転(以下、「所有権の移転」という。)をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 乙が第3条第5項又は第9条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第11条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第12条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙、丙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙、丙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 住所

〇〇森林組合

代表者 職・氏名

〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

(乙) 住所

氏名 〇〇 〇〇 印

(丙) 〇〇市(町村)

〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容等

[illegible]

特定機能回復事業

林相転換特別対策（花粉発生源対策タイプ）施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、林相転換特別対策（花粉発生源対策タイプ）施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇市（町村）（以下「甲」という。）が第3条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）との合意のもと、花粉発生源であるスギ人工林を伐採し、花粉の少ない品種や花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種へ植替えることで、花粉症対策に資することを目的とする。協定は、甲、乙の合意により締結する。

（協定の期間）

第2条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度の初日から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

- 第3条 協定の対象とする森林は、林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林で、かつ、県において設定された「スギ人工林伐採重点区域」に含まれる森林とする。
- 2 協定の目的となる森林の区域、面積等、施業の内容及び実施時期は別紙1のとおりとし、確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。
 - 3 一貫作業の実施に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を遵守するものとする。
 - 4 植栽する苗木については、花粉の少ない品種とする。
 - 5 乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。また、施行地の外縁から当該施行地の伐採前に存した樹木の平均樹高の2倍以内の範囲も皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第4条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第5条 甲は、第3条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第6条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

（災害等による損害）

- 第7条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。
- 2 第3条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっては、甲はその責任を負わない。

（協定に係る権利及び義務の継承等）

第8条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について

売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

（協定に違反した場合の措置）

第9条 乙が第3条第5項又は第8条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

（特別の事情による協定の失効）

第10条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

（1） 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

（2） 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

（その他）

第11条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

（甲） ○○市（町村）
○○市（町村）長 ○○ ○○ 印

（乙） 住所
氏名 ○○ ○○ 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容等

[illegible]

特定機能回復事業

林相転換特別対策（林野火災対策タイプ）施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、林相転換特別対策（林野火災対策タイプ）施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇森林組合（以下「甲」という。）が第3条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）（以下「丙」という。）との合意のもと、林野火災の発生及び延焼の危険度が高い地域において、防火林帯等を整備することで、森林の防火機能の向上を図ることを目的とする。協定は、甲、乙及び丙の合意により締結する。

（協定の期間）

第2条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度の初日から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第3条 協定の対象とする森林は、林野火災特別地域対策事業の実施について（昭和45年6月16日付け45林野保第215号林野庁長官・消防防第344号消防庁長官通知）に基づく林野火災特別地域に含まれる森林とする。

2 協定の目的となる森林の区域、面積等、施業の内容及び実施時期は別紙1のとおりとし、確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。

3 乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第4条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第5条 甲は、第3条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第6条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議し決定する。

（協定を遵守するための措置）

第7条 丙は、第3条の森林施業等が計画的に実施されるよう指導及び助言を行うものとする。

（災害等による損害）

第8条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲及び丙の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。

2 第3条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっては、甲及び丙はその責任を負わない。

（協定に係る権利及び義務の継承等）

第9条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にそ

の旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 乙が第3条第3項又は第9条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第11条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第12条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙、丙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙、丙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 住所
〇〇森林組合
代表者 職・氏名
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

(乙) 住所
氏名 〇〇 〇〇 印

(丙) 〇〇市(町村)
〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容等

[illegible]

特定機能回復事業

林相転換特別対策（林野火災対策タイプ）施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、林相転換特別対策（林野火災対策タイプ）施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇市（町村）（以下「甲」という。）が第3条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）との合意のもと、林野火災の発生及び延焼の危険度が高い地域において、防火林帯等を整備することで、森林の防火機能の向上を図ることを目的とする。協定は、甲、乙の合意により締結する。

（協定の期間）

第2条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度の初日から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第3条 協定の対象とする森林は、林野火災特別地域対策事業の実施について（昭和45年6月16日付け45林野保第215号林野庁長官・消防防第344号消防庁長官通知）に基づく林野火災特別地域含まれる森林とする。

2 協定の目的となる森林の区域、面積等、施業の内容及び実施時期は別紙1のとおりとする。

3 乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第4条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第5条 甲は、第3条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第6条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

（災害等による損害）

第7条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第3条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっては、甲はその責任を負わない。

（協定に係る権利及び義務の継承等）

第8条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 乙が第3条第3項又は第8条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第10条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第11条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) ○○市(町村)
○○市(町村)長 ○○ ○○ 印

(乙) 住所
氏名 ○○ ○○ 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容等

[illegible]

特定機能回復事業

林相転換特別対策（野生鳥獣被害対策タイプ）施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、林相転換特別対策（野生鳥獣被害対策タイプ）施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇森林組合（以下「甲」という。）が第3条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）（以下「丙」という。）との合意のもと、野生鳥獣の被害対策の対応として、生息環境整備のための針広混交林化や広葉樹林化、野生鳥獣の生活圏への出没を防ぐことを目的とした緩衝林帯等の整備を目的とする。協定は、甲、乙及び丙の合意により締結する。

（協定の期間）

第2条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度の初日から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第3条 協定の対象とする森林は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく第二種特定鳥獣管理計画又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画及びこれらの計画に準ずる市町村等が作成する地域の鳥獣被害対策に係る計画又は地域の鳥獣被害対策に関する内容が含まれる計画（確実に位置づけられる見込みであるものも含む）において、頭数管理及び人の生活圏との棲み分けに係る対策が位置づけられている森林とする。

2 協定の目的となる森林の区域、面積等、施業の内容及び実施時期は別紙1のとおりとし、確実な森林造成のため必要に応じ、下刈りや獣害防止対策等を実施する。

3 乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第4条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第5条 甲は、第3条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第6条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議し決定する。

（協定を遵守するための措置）

第7条 丙は、第3条の森林施業等が計画的に実施されるよう指導及び助言を行うものとする。

（災害等による損害）

第8条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲及び丙の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。

2 第3条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっても、甲及び丙はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の継承等)

第9条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定(以下、「権利の設定」という。)をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転(以下、「所有権の移転」という。)をする場合は、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 乙が第3条第3項又は第9条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第11条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第12条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙、丙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙、丙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 住所

〇〇森林組合

代表者 職・氏名

〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

(乙) 住所

氏名 〇〇 〇〇 印

(丙) 〇〇市(町村)

〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容等

[illegible]

特定機能回復事業

林相転換特別対策（野生鳥獣被害対策タイプ）施業協定（例）

（目的）

第1条 この協定は、林相転換特別対策（野生鳥獣被害対策タイプ）施業協定（以下「協定」という。）と称し、〇〇市（町村）（以下「甲」という。）が第3条に掲げる民有林において、森林所有者（以下「乙」という。）との合意のもと、野生鳥獣の被害対策の対応として、生息環境整備のための針広混交林化や広葉樹林化、野生鳥獣の生活圏への出没を防ぐことを目的とした緩衝林帯等の整備を目的とする。協定は、甲、乙の合意により締結する。

（協定の期間）

第2条 協定の有効期間は、協定の締結を行った日から令和〇〇年〇〇月〇〇日（施業の実施年度の翌年度の初日から10年間以上）までとする。

（協定の対象となる森林及び施業等）

第3条 協定の対象とする森林は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく第二種特定鳥獣管理計画又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画及びこれらの計画に準ずる市町村等が作成する地域の鳥獣被害対策に係る計画又は地域の鳥獣被害対策に関する内容が含まれる計画（確実に位置づけられる見込みであるものも含む）において、頭数管理及び人の生活圏との棲み分けに係る対策が位置づけられている森林とする。

- 2 協定の目的となる森林の区域、面積等、施業の内容及び実施時期は別紙1のとおりとする。
- 3 乙は森林施業の実施後の翌年度の初日から起算して10年間は皆伐を行わないものとする。

（事業の実行）

第4条 甲は、前条に定めるところにより、誠意を持って事業を行うものとする。

（森林への立入及び施設の利用）

第5条 甲は、第3条に定める事業の実施のために必要があるときは、対象森林に随時立ち入り又は甲以外の者を立ち入らせ、あるいは対象森林の土地及び対象森林内に設置された作業路その他の施設を使用し又は甲以外の者に使用させることができる。

（費用の負担）

第6条 事業に要する費用については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

（災害等による損害）

- 第7条 協定の期間中に、火災、天災その他、甲の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。
- 2 第3条に基づき実施した施業により、対象森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害が生じた場合にあっては、甲はその責任を負わない。

（協定に係る権利及び義務の継承等）

第8条 乙は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用賃借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下、「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下、「所有権の移転」という。）をする場合は、甲にそ

の旨を届け出るものとする。この場合、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、前項の規定による権利の設定又は所有権の移転に際して、この協定を解除する場合又は前項後段の規定による所有権の移転の相手方へのこの協定に定める権利及び義務の承継がなされない場合は、第3条の整備のために要した費用を甲に支払わなければならない。

3 乙は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを甲に書面で通知するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 乙が第3条第3項又は第8条第1項の規定に違反したときは、乙は甲の請求に従い、第3条のために要した費用の支払いに応じなければならない。

(特別の事情による協定の失効)

第10条 次の各号においては、この協定は、その全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により、対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第11条 この協定の運営に関し、その他必要な事項は甲、乙が協議のうえ、別に定める。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙が記名・押印して、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) ○○市(町村)
○○市(町村)長 ○○ ○○ 印

(乙) 住所
氏名 ○○ ○○ 印

別紙 1

協定の目的となる森林の区域、面積等及び施業の内容等

[illegible]

造林事業委託契約書（例）

収入
印紙

委託者〇〇〇〇（以下甲という。）と受託者〇〇森林組合（以下乙という。）とは第1条に定める造林事業を行うため、次のとおり契約を締結する。

（事業内容）

第1条 甲が乙に委託する事業内容は次の通りとする。

- (1) 事業者名 施業種を記載する（例：地拵え及び植栽事業）
(2) 事業地 〇〇市〇〇町大字〇〇字〇〇〇〇番地（事業地が数ヶ所になる場合は、施行地一覧に示す）
(3) 事業面積 〇〇ha
(4) 事業期間 着手予定 令和 年 月 日
完成予定 令和 年 月 日

（事業の実行）

第2条 乙は、前条に定めるところにより、期限までに誠意をもって事業を行うものとする。

2 甲は乙に対し、委託事業費の見積書を請求することができるものとする。

（事業実行報告）

第3条 乙は事業の実行状況を甲に報告し、甲は自らその状況を調査することができる。

（精算報告）

第4条 乙は事業終了後竣工について甲の確認を得、速やかに受託事業精算書（別記2(3)）を甲に提出しなければならない。

（委託費の支払）

第5条 甲は、乙に対して委託費（第4条の精算額とする。）を乙の請求後速やかに支払わなければならない。

（委託費の概算払）

第6条 乙は、甲に対し事業状況により概算払の請求ができるものとする。

（事後処理）

第7条 補助事業を活用し実施した場合は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、森林以外の用途への転用又は立木竹の全面的な伐採除去を行う行為を行わないものとする。

2 この事業に関し乙の責任に属しない事由（林地外転用等）によりこの事業地に係る補助金相当額の返還を乙が命じられたときは、返還すべき補助金相当額の金額は甲が負担するものとする。

（森林保険料）

第8条 乙は、この事業地を対象とした森林保険に甲を被保険者として加入に努めるものとする。

（補則）

第9条 この契約に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所
氏名 印

乙 住所
氏名 印

施 行 地 一 覧

注 施行地は地番まで記載する。地番が複数ある場合は下段又は別表に記載する。

作業見積書(例)

年 月 日

様

〇〇森林組合
組合長理事
△△ △△△

下記のとおり見積もりします。

記

- 1 事業名
- 2 事業箇所
- 3 契約締結年月日
令和 年 月 日
- 4 工期
着工 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日
- 5 必要経費

区 分			数 量	単位	単 価	金 額	備 考
補助対象経費	直接費	労務費					
		資材費					
		小 計					
	間接費	社会保険料等					
		現場監督費					
		小 計					
計							
補助対象外経費	受託手数料						
	消費税						
	森林保険						
	計						
合 計							
補助金相当額							
差 引 額							

受 託 事 業 精 算 書 (例)

年 月 日

様

〇〇森林組合
組合長理事
△△ △△△

下記のとおり精算します。

記

事業名			(事業区分、大区分、小区分を記載)			面積						
事業地												
契約年月日			令和 年 月 日									
工 期			着工 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日									
			区 分		受託金額		精算額		増減額		備 考	
収 入	前受金											
	県補助金額											
	市町村補助金額											
	合 計											
支 												

注：この様式は、受託事業に使用します。

代理申請精算書(例)

年 月 日

様

〇〇森林組合
組合長理事
△△ △△△

下記のとおり精算します。

記

事業名		(造林区分の小区分を記載)		面積	
事業地					
契約年月日		令和 年 月 日			
工 期		着工 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日			
区 分		受託金額	精 算 額	増 減 額	備 考
収 入	補 助 金 額				
	合 計				
精 算 内 訳	森 組 手 数 料	補助金取扱手数料			
		消費税			
		計			
	苗木代				
	肥料代				
	その他資材費				
	森林保険				
	その他				
	合 計				
差 引 額					

注：この様式は、代理申請事業に使用します。

仕 様 書 (例)

人工造林事業

1 地拵

- (1) 造林予定地内にある雑草及び木、竹類は、これを地ぎわから刈払い、刈払い物は、植付けに支障のないように整理する。
- (2) 大径木は立木のまま巻枯らしをすることができる。巻枯らし方法は、樹幹の地上60cm内外の箇所には樹幹を幅20cm程度、木質部に達するまで完全に削り回すこと。
- (3) 刈払いは、原則として全刈りとする。

2 苗木

- (1) 系統の確認できる形質の優良な苗木を用いること。
- (2) 適地適木を十分考慮して樹種を選定すること。

3 仮植

- (1) 苗木が到着後、植付けまでの間苗木の乾燥を防ぎ、その活力を回復させるため、造林地の付近の日陰等に列状に溝を掘り、苗木を一本ずつ並べ、下枝がかくれる程度に土をかけ、必要に応じて灌水する。
- (2) 苗木が衰弱している場合は、一昼夜程度水仮植（小束のまま根部を流水に浸す）の後、仮植を行う。

4 植付（植栽本数 本/ha）

- (1) 植付け位置を中心に、鍬で60cm四方ぐらいの地表物をかきのけ、植穴は直径20～30cm、深さ20～30cm程度とし、土中の石れき等を取り除き、土を鍬で耕すものとする。
- (2) 苗木の根を広げ、植穴の中央に深めに入れ、苗木の根本をおさえ、土で覆う。
- (3) 苗木の先を持って静かに揺すりながらやや引き上げるようにし、根本を足で踏み固め苗木の根際表面が大体もとの地上面と同じ高さになるまで土で覆う。
- (4) 乾燥を防ぐため、根本に落葉、落枝などをかける。

保育事業

1 下刈

- (1) 造林による新生林の林床に発生繁茂し、造林木の育成を阻害、若しくは被圧する雑草、灌木、つる、笹類等を全部刈払うこと。
- (2) 本作業は、原則として雑草木等の生長旺盛な6～8月の時期に行い、努めて低く刈払わなければならない。
- (3) 刈払物は、造林木の生育に支障のないように造林木の根元に低く片付けておくこと。
- (4) 下刈の実施に当たっては、造林木を損傷しないように注意すること。

2 倒木起こし

- (1) 雪害等により被害を受けた造林木を入力、機械器具等により伐倒木の引き起こしを行うこと。
- (2) 縄、テープ等により固定し、根踏みを行うこと。

3 除伐、間伐、更新伐

- (1) 造林木の生育を妨げる雑草木及びつる類並びに甲の指示する造林木を伐倒しなければならない。
- (2) 伐倒により造林木を損傷するおそれのあるものは、巻枯らしすること。
- (3) 造林木に侵入した天然生樹のうち、甲の指示するものは残存しなければならない。

森林所有者等認定及び取扱基準

- 1 森林組合又は森林所有者は、申請者及び申請地番については、森林経営計画、不動産登記簿若しくは土地課税台帳（土地課税補充台帳を含む。）のいずれか（以下「台帳等」という。）により確認し、台帳等に記載の氏名（以下「記載者」という。）及び地番で申請することを原則とする。また、保安林については保安林台帳により申請地番が該当するか確認すること。

この場合の確認とは、閲覧で足りるものとし、確認文書名を高知県造林事業費補助金交付要綱に定める交付申請書の造林事業内訳書の備考欄に「土地課税台帳により確認済み」等と記入する。

- 2 台帳の記載と森林所有者が一致しないこと等が明らかなき場合は、次の例により扱う。

事 例		申請書等の記載	添付証拠書類
個人所有林	(1) 記載者が成年に達していないとき	記載者氏名＋親権者続柄 親権者氏名	不要
	(2) 記載者が既に死亡しているとき	記載者氏名（死亡）＋続柄 現実の造林者（納税者）氏名	ア 相続人が1人のとき 不要 イ 相続人が親子、夫婦、兄弟等複数人のときは次のいずれかの書類 (ア) 当該造林地の固定資産税を納税した証拠 (イ) 木竹を所有し育成する権限を認める旨の他の相続人の同意書
	(3) 申請した後、補助金（交付金）交付前に申請者が死亡したとき	申請者氏名（死亡）＋続柄 現実の受領者氏名	(2) の扱いに準じる。
	(4) 記載者が外国その他遠方に居住しているとき	記載者氏名＋代理人（続柄）現実の造林者又は「山守」の氏名	(2) のイの扱いに準じる。
	(5) 施行地の所有権又は地上権等の使用収益権を譲渡し又は売買し、台帳等の記載者氏名を変更していないとき	現実の造林者	売買契約書等の写し。 無いときは造林者に権限がある旨の両当事者の念書
社寺林	(6) 記載者が「××寺」「××社」となっているとき	ア 原則 ××寺（社）家（氏子）総代 総代者の氏名 イ 宗教法人として登記していない等経営の実質によっては ××寺（社）住職（宮司）住職等の氏名	不要
共有林	(7) 共有林を共同利用しているとき	××造林組合代表 代表者の氏名	ア 登記してあるとき 不要
	(8) 共有林を分割利用しているとき		イ 口約束等登記していないとき 代表であることを証する書面 造林を認める旨の共有林代表者の証明
入会林	(9) 入会林野を共同利用（直轄利用）しているとき	××部落代表 入会者の代表者の氏名	不要
	(10) 入会林野を分割利用しているとき	当該利用者の氏名	造林を認める旨の入会権者の代表者及び役員（区長及び組長等）の証明
旧慣使用林	(11) 旧慣使用林野を共同利用しているとき	××会代表 旧慣使用権者の代表の氏名	旧慣使用林野であることについての市町村の証明
	(12) 旧慣使用林野を分割利用しているとき	当該利用者の氏名	旧慣使用林野であること及び分割利用者であることについての市町村長の証明
地上権等	(13) 上記以外の地上権者、賃貸権者等の使用収益権者（分収造林契約における造林者及び費用負担者を含む。）のとき	当該有権者（複数であるときはその代表者）の氏名	当該権利書又は契約書等の写し
	上記以外のもの		不動産登記母謄本等

転 用 制 限

森林所有者 様

令和 年度に造林事業費補助金の交付決定通知があり、当該補助金を受領した施行地については、補助金交付の翌年度の初日から起算して下記による期間、当該施行地を森林以外の用途への変更や立木竹の全面伐採除去等（以下「転用等」という。）を行うことはできません。

なお、期間内に転用等の行為をしようとする場合は、あらかじめ知事に届け出てください。

記

- 1 特定機能回復事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策

10年間

- 2 その他の森林整備

5 年間

別記6（1）

森林経営計画の作成に関する同意書

令和 年 月 日

(補助金交付者)
高知県知事 様

住所

氏名

私は、森林環境保全整備事業の補助金交付申請に当たって、次の事項について同意します。

- 1．下記の申請箇所について、原則として当該申請時を含む年度の翌年度の初日までに森林経営計画の対象森林とすること。
- 2．高知県知事が、下記の関係市町村長に本同意書の記載内容を共有するとともに、下記の林班において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

(令和 年度 一四半期 補助金交付申請箇所)				(単位：ha)
番号	市町村	林班	小班	申請面積

注) 本様式は、上記申請箇所と同一林班内に森林経営計画（属人による計画の場合は該当計画面積と申請面積を併せても森林経営計画が作成できない場合を除く。）が作成されている場合又は、上記申請箇所が含まれる森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内に森林経営計画が作成されている場合に使用する。補助金交付申請書に添付すること。

別記6（2）

森林経営計画の作成に関する同意書

令和 年 月 日

（補助金交付者）
高知県知事 様

住所
氏名

私は、森林環境保全整備事業の補助金交付申請に当たって、次の事項について同意します。

なお、補助金交付申請時において同一林班内又は申請箇所が含まれる林分で森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内に他者による森林経営計画が作成されているが、森林経営に関する方針等が一致しない等、計画作成に係る協議が整わず、森林経営計画の対象森林とすることができない場合も含みます。

- 1. 下記の申請箇所について、今後、森林経営計画を作成するよう努めること。
- 2. 下記の申請箇所について、同一林班内に森林経営計画が作成されるなど計画作成の要件を満たすこととなった場合は、速やかに当該箇所を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。
- 3. 高知県知事が、下記の関係市町村長に本同意書の記載内容を共有するとともに、下記の林班において森林経営計画を作成しようとする者がいる場合は、その者の求めに応じて本同意書を開示すること。

（令和 年度 一四半期 補助金交付申請箇所）				（単位：ha）
番号	市町村	林班	小班	申請面積

- （ 林業事務所の確認欄：該当するものにチェックする ）
- ☐ 上記箇所について、記載内容を関係市町村長に共有済みである。
 - ☐ 上記箇所は、補助金交付申請時において、同一林班内又は上記申請箇所が含まれる林分で森林法施行規則第33条第1号ロに定める区域内に属地による森林経営計画が作成されていない、又は属人による森林経営計画が作成されているが、申請面積と合わせても計画が作成できないことについて、市町村等を通じて確認済みである。

注）本様式は、「補助金交付申請時において、同一林班内等に属地による森林経営計画が作成されていない、又は属人による森林経営計画が作成されているが、申請面積と合わせても計画が作成できない場合」に使用する。補助金交付申請書に添付すること。

業務日誌(例)

事業実施主体名

日時	氏名	業務内容 ※〔 〕内に詳細を記入	気付きメモ ※自由に記入	業務写真の ファイル名
年 月 日 (: ~ :)		☐ わな見廻り〔 〕 ☐ 餌やり〔 〕 ☐ 捕獲〔 〕 ☐ その他〔 〕	(シカの糞や足跡などの情報)	計 枚
年 月 日 (: ~ :)		☐ わな見廻り〔 〕 ☐ 餌やり〔 〕 ☐ 捕獲〔 〕 ☐ その他〔 〕	(シカの糞や足跡などの情報)	計 枚
年 月 日 (: ~ :)		☐ わな見廻り〔 〕 ☐ 餌やり〔 〕 ☐ 捕獲〔 〕 ☐ その他〔 〕	(シカの糞や足跡などの情報)	計 枚

森林保全再生整備における県による事前・事後の確認ポイント

事業主体名 _____

区分	確 認 項 目	チェック欄	備考
計画段階	被害報告・被害内容（年度）等を確認しましたか。		
	十分な現地踏査を行って、効率的かつ効果的な事業内容となっていますか。		
	捕獲を計画する場合、現地の実態や捕獲頭数に応じた事業期間・事業地の選定となっていますか。		
	捕獲を計画する場合、餌の選定は、価格が適正で保管が可能なものとなっていますか。		
	捕獲を計画する場合、捕獲個体の埋設等処分地は適切ですか。		
	猟銃を使用する場合、稀少猛禽類の繁殖行動への影響はありませんか。		
	柵等を設置する場合、効率的（メンテナンス等）な事業地の選定となっていますか。		
	協議会で事業計画の内容について調整を図りましたか。また、その際に出された意見を反映しましたか。		
	事業計画について、専門家等の意見を取り入れましたか。		
	事業計画に記載された達成目標は適切ですか。		
	事業完了後の成果検証の方法は適切ですか。		
事業実行段階（事業完了後含む）	事業内容に応じた、十分な安全対策ができていますか。		
	給餌の場所、回数、日数は、適切でしたか。		
	箱わな等で捕獲できなかった場合又はできなくなった場合、他の捕獲場所への移動を行いましたか。		
	柵等の設置は、マニュアルどおりに設置しましたか。		
	柵等は定期的に見廻りを行いましたか。		
	捕獲した個体は、埋設等により適切に処分しましたか。		
	目標の捕獲頭数は達成できましたか。		
	専門家等による事業の成果を検証しましたか。		

注 1 チェック欄は、「レ」を記入する。該当のない場合は「－」を記入する。

別記7（3）

自己点検チェックリスト（例）

事業実施主体名：_____

1 わな設置の準備

- ☐ 出没情報た被害情報を集め、よく侵入するようになる時期を把握しましたか。
- ☐ 林内を歩き、けもの道やよく出没する場所を見つけましたか。
- ☐ 土地所有者の許可をとりましたか。
- ☐ チームを作り、役割分担を決めましたか。
- ☐ 使用するわなの種類を決めましたか。
- ☐ わなを設置する前に、まず餌を撒いて食べるかどうかを確認しましたか。
- ☐ 餌の好みは、地域や場所で異なります。何種類かの餌を撒いて、好みの餌を調べましたか。
く使った餌(○で囲む)：米ぬか ・ 配合飼料 ・ ヘイキューブ ・ その他（ ） >
- ☐ 周辺の草刈り等を行い、わなを設置しやすく、餌も食べやすいようにしておきましたか。
- ☐ 餌の減り具合や足跡、糞などの痕跡により、獲物の誘引状況を確認しましたか。
- ☐ ビデオカメラを設置して、獲物の誘引状況を把握しましたか。

2 わなの設置・誘因

- ☐ 毎日餌が間食されるようになったのを確認し、わなを設置しましたか。
- ☐ わなを設置した段階では、扉は閉まらないように固定しておきましたか。
- ☐ 餌は、近くのけもの道から撒きはじめ、徐々にわなの中へと誘引するように撒きましたか。
- ☐ 毎日欠かさず、新鮮な餌を追加しましたか。
- ☐ 餌の減り具合を見ながら、徐々にわなの奥に餌を集め、誘い込みましたか。
- ☐ 一番奥の餌が毎日間食されるようになったのを確認し、捕獲の準備を始めましたか。

3 捕獲

- ☐ 餌は外から食べられない程度に、奥だけに撒きましたか。
- ☐ 扉のロックを外して、スムーズに扉が落ちるか、十分に予行練習を行いましたか。
(扉が錆びついている場合は、潤滑油を塗って、滑らかに動くよう調整しましたか)
- ☐ ビデオや写真をもとに、何頭捕獲するのか無理のない目標を立てましたか。
- ☐ 安全に注意して確実に捕獲しましたか。

4 止めさし、処分

- ☐ 捕獲に成功したら、ポケットネットに追い込むなどして、作業をスムーズに進めましたか。
- ☐ 作業者や補助者の安全を確保して、確実な方法で殺処分を行いましたか。
- ☐ 作業者が獲物に近付いて処置を行う場合には、しっかりと動きを止めてから近づきましたか。
- ☐ 殺処分後の捕獲個体の処理は、決められた方法で行いましたか。

点検年月日：_____年 ____月 ____日

点 検 者：_____

「みどりチェック」チェックシート

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他()
記入日	令和 年 月 日

- ・ 交付申請時に、事業実施期間中に取り組んだ各項目の内容にチェックを入れてください。
 ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



具体的な事項		チェック欄
1	適切な薬剤等の使用	/
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める。	
2	エネルギーの節減	/
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める。	
3	害虫の発生防止	/
	害虫の発生防止・低減に努める。	
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	/
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
5	生物多様性への悪影響の防止	/
5-(1)	生物多様性に配慮した事業実施(物資調達、施業等)に努める。	
5-(2)	下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。	
6	環境関係法令の遵守等	/
6-(1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	
6-(2)	みどりの食料システム戦略の趣旨の理解に努める。	
6-(3)	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	
6-(4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	

注) 5-(1)の関係法令の遵守について、対象は、森林法（昭和26年法律第249号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。